

# 富士市男女共同参画 地区推進員の手引き

令和5年度版



富士市

## 男女共同参画都市宣言

雄大な富士山のもと

世界につながる駿河の海をのぞみ

未来に向かって流れる富士川とともに

さまざまな歴史と伝統を織りませ、発展していく富士市

このまちで生活するわたしたちは

心豊かに、自分らしく生きるために

ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

一、<sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男が、おたがいに認めあい、共に責任を分かちあいます。

一、<sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男が、家庭でも、地域でも、仕事でも協力しあい、共に明るい未来をつくり  
ります。

一、<sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男が、あらゆる人と支えあい、共に生きる安全で安心なまちをつくります。

一、<sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男が、個性と能力を発揮しあい、共に夢や目標に向かって努力します。

平成21年9月9日

富 士 市

# 目 次

---

富士市の男女共同参画推進の取り組み	1
男女共同参画地区推進員について	2
年間活動スケジュール、男女共同参画地区推進員事業について	3
男女共同参画地区推進員ブロック事業について	7
（参考）令和4年度ブロック事業の実績	8
富士市男女共同参画条例	14
富士市男女共同参画地区推進員業務委任規約	19
令和5年度富士市市民部市民活躍・男女共同参画課職員名簿	20

# 富士市の男女共同参画推進の取り組み

平成6年4月 富士女性プラン スタート (女と男 <sup>ひと</sup> <sup>ひと</sup> いっしょに社会を築きます)

平成12年4月  
富士市男女共同参画プラン策定推進会議 (提言機関) 発足

平成12年6月  
男女共同参画プラン推進プロジェクト (行内ワーキング) 発足

平成13年4月 富士市男女共同参画プラン (第2次) スタート

男女共同参画条例づくり市民会議による提言

平成16年3月23日公布・4月1日施行  
富士市男女共同参画条例 制定

市民部男女共同参画課に改組

平成14年9月  
男女共同参画センター設置

きらり交流会議  
(旧名称:センター利用団体委員会)

条 例 に 基 づく 事 業 等		
<p><b>地区推進員</b></p> <p>平成16年10月 地区推進員制度開始 (10地区)</p> <p>平成18年10月 市内24地区に 地区推進員設置</p> <p>合併により 平成21年4月 市内26地区に 地区推進員設置</p>	<p><b>審 議 会</b></p> <p>平成16年7月 男女共同参画 審議会設置</p> <p>各事業の 進捗状況の 評価</p>	<p><b>プ ラ ン</b></p> <p>平成18年4月 男女共同参画 プラン第2期 実施計画 スタート</p> <p>プラン実施 状況調査 (毎年)</p>

平成19年  
ポルタ デ サンカク  
(男女共同参画週間事業) の開始

平成21年9月9日  
男女共同参画  
都 市 宣 言

第3次富士市男女共同参画プラン  
(平成23年度～令和2年度)

富士市男女共同参画条例改正

パートナーシップ宣誓制度創設

市民部多文化・男女共同参画課に改組

市民部市民活躍・男女共同参画課に改組

第4次富士市男女共同参画プラン  
(令和4年度～令和8年度)

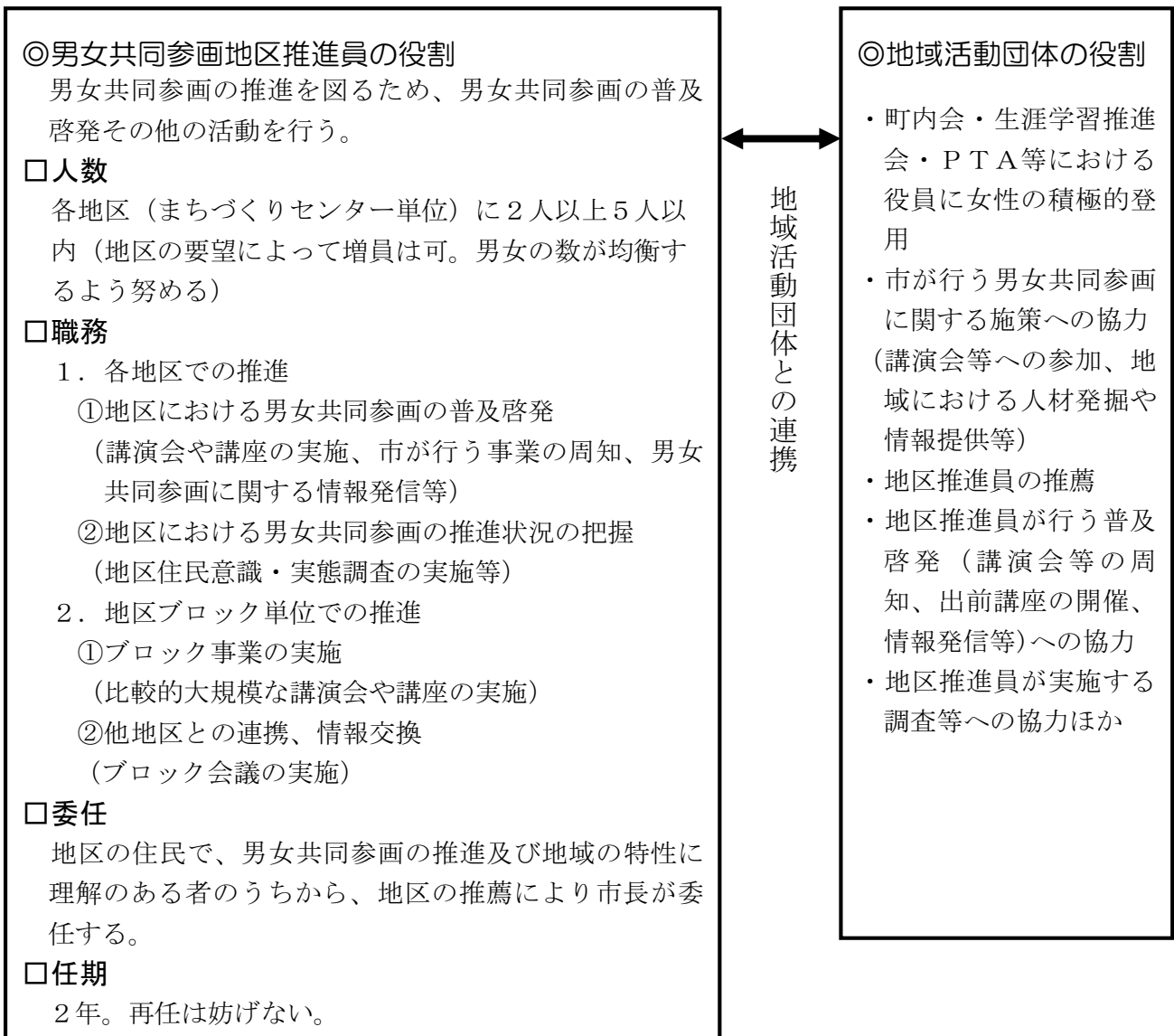
パートナーシップ宣誓制度拡充 (ファミリーシップ追加)

## ◇ 男女共同参画地区推進員について

平成16年4月1日、「富士市男女共同参画条例」が施行されました。

男女共同参画は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における重要な課題であるため、この条例では、市、市民、事業者、教育関係者、地域活動団体の責務を明確にしています。条例第8条では、地域活動団体は運営又は活動に全ての人が性別等にかかわらず平等に参画できる環境を整備し、計画の立案及び決定に際して男女が互いに能力を発揮できるよう努めるとともに、市が行う男女共同参画に関する施策へ協力するよう求めています。

特に、条例第16条では、地域における男女共同参画の推進を図るため、普及啓発や推進状況の把握などを行っていただく「男女共同参画地区推進員」を各地区（まちづくりセンター単位）に置くことができる、と規定しています。



## ◇年間活動スケジュール

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
研修会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状交付式 (4月下旬)</li> <li>・委託契約手続き (代表の方)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進員全体研修 (年2、3回予定)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約精算 手続き(代表の方)</li> </ul>
地区の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演、講座の実施</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・統一アンケートの実施(文化祭等)</li> </ul>	
ブロック事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック会議(必要に応じて2、3回程度実施)</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック事業の実施</li> </ul>	

※地区での活動やブロック事業の詳細については、P3～P13をご参照ください。

## ◇男女共同参画地区推進員事業について 参考例

### 1 講演・講座等の開催

- ◆放課後児童クラブでの啓発DVD上映会
- ◆マリンバ奏者による演奏会
- ◆男の料理教室 など

※男女共同参画都市宣言文の唱和、市職員による男女共同参画ミニ講座、男女共同参画クイズなどを盛り込みました。

### 2 地区イベントでのチラシ・グッズ等配布やPR

- ◆地区のお祭り、体育祭、文化祭の際、委託金で購入したパンフレット・グッズ等を配布し、啓発活動を行います。
- ◆地区懇談会や町内会議などの場で、男女共同参画や地区推進員活動のPR

### 3 男女共同参画アンケートの実施

- ◆富士市が作成する男女共同参画アンケート調査(大きな用紙に4つの男女共同参画に関する設問を設けて、来場者に該当する箇所にシールを貼っていただく形式)を秋頃送付いたしますので、各地区の文化祭等で実施し、市に報告していただきます。結果・分析は市ウェブサイトで公開しています。

## ◇どんな活動をしようかな???

と迷ったら、市民活躍・男女共同参画課へご相談ください!

推進員の皆さんには、年間を通して地区での活動をお願いしていますが、何か実施したいけど、どのような内容で実施していいかわからない……。そんな場合は、市民活躍・男女共同参画課へ声をかけてください。下記のとおり、様々な方法があります。

### 1 職員によるミニ講座の実施

推進員が企画した講座やコンサートなどの前座として、職員による男女共同参画に関するミニ講座を実施します。「男女共同参画ってなんだろ?」という疑問に、短時間で分かりやすく理解していただけます。所要時間は、10分～30分程度と希望に応じることができしますので、1ヶ月ほど前にはご相談ください。

### 2 <参考>市政いきいき講座の実施

市では、下記の通り、様々な分野において「市政いきいき講座」を実施しています。気になる講座がありましたら、それぞれの担当課へご相談ください。

分野	講座名	内容	対象	担当課
市民生活	消費者啓発講座(消費者被害に遭わないために)	悪質商法の被害を未然に防止するため、悪質業者の手口、被害の実態等を寸劇、DVD上映、講話などでわかりやすく説明	一般	市民安全課 (☎ 55-2750)
	おいしい富士のお茶講座	おいしい富士のお茶の紹介 おいしいお茶の入れ方	小学生	農政課 (☎ 55-2781)
教育文化	発掘! 地元の古代遺跡~富士のふもとの考古学講座~	富士市の遺跡情報や最新の発掘調査成果などを、パワーポイントやスライド、実際の出土品などを交えて紹介(内容は地域や対象によって相談に応じます)(60分)	小学生以上	文化財課 (☎ 30-7850)
	富士市の多文化共生	日本人と外国人が互いの文化や習慣を理解し尊重する「多文化共生」について説明(40分)	小学生以上	市民活躍・男女共同参画課 (☎ 55-2704)
生活安全	防災講座	地震津波対策、風水害、富士山噴火について、地域や家庭の対策などを考える。	小学生以上	防災危機管理課 (☎ 55-2715)
	火災予防教室	火災予防をはじめ、火災発生時に対処すべき事項、消火器等の取扱い訓練等防火についての紹介(60分)	中学生以上	予防課 (☎ 55-2861)
	応急手当講習及び救命入門コース	応急手当の基礎知識と胸骨圧迫及びAEDの取扱い、止血法、三角巾法等の指導(救命入門コース90分)	小学校高学年以上	中央消防署 (☎ 55-2961) 西消防署 (☎ 63-7000)

健康・福祉	介護予防講座	介護予防の基礎的知識についての説明と簡単な体操やゲーム (90分)	一般	高齢者支援課 (☎ 55-2951)
	健康づくり講座	生活習慣病予防などの講話 (メタボ予防、運動・ロコモ・フレイル予防、たばこなど) (30~60分)	一般	地域保健課 (☎ 64-8993)
	歯の健康づくり講座	歯周病やオーラルフレイルの予防についての講話とブラッシング指導 (60分)	一般	健康政策課 (☎ 64-9023)
	あったか子育て応援講座	富士市の子育て状況とあったかい声かけ・見守りの必要性を学ぶ (20~30分)	一般	地域保健課 (☎ 64-8993)
環境	ごみの分け方と出し方	「ごみの出し方便利帳」を基に富士市のごみ分別方法について説明 (60分)	一般	新環境 クリーンセンター (☎ 35-0081)

※市政いきいき講座から一部抜粋。他にも多種多様な講座があります。

### 3 男女共同参画に関するDVDの貸し出し

男女共同参画に関するDVD上映会はいかがですか？市民活躍・男女共同参画課が所有しているDVDを貸し出ししています。機材は、まちづくりセンターなど実施する会場で借りるなど、手配は基本的に推進員が担ってください。不明な点をご相談ください。

(子供向け)

★『ロボットハートンの疑問』



「男の子、女の子って何ですか」。ロボットハートンの疑問を解決するため、小学生のアカリとユウキは性別について考えます。児童を対象として、熊本県が作成した男女共同参画啓発用アニメ。大人でも楽しめます。  
※市内小学校での男女共同参画授業でも上映しています。

(大人向け)

★『人権のヒント 地域編』



街の喫茶店「ヒューマンライツ」のママのところには、子育て・DV・差別問題・女性の働き方など様々な悩みを抱えた人が集まってきます。喫茶店のママはどのように解決するのか、ユーモアを交えながら人権について学べる内容です。



## 4 紙芝居の貸し出し

男女共同参画に関する紙芝居を貸し出しています。子どもから大人まで楽しみながら男女共同参画を理解することができます。

### ★『大きくなったら、なんになる』



小学生のあいちゃんが、祖母の「男とか女ではなく自分らしく生きればいい」という言葉をきっかけに、宇宙飛行士を目指すという内容。性別の垣根を越えた職業選択のお話です。  
※市内小中学校では、性別に関わらない職業選択をテーマとしたキャリア教育を実施しています。

### ★『モモタローノーリターン』



元吉原高等学校の校長 奥山和弘氏の著書をもとに、吉原高等学校の生徒が作成。おばあさんが山へ柴刈りに、おじいさんが川へ洗濯に、桃から生まれたのは桃子という女の子・・・誰にでも馴染みのある、昔話「桃太郎」を男女共同参画の視点で描いています。

## 5 男女共同参画度チェック

地区推進員啓発用パンフレットに掲載されている「男女共同参画度チェック」を、前座として実施してみたいかでしょうか。みんなで賑やかに楽しみながらやってみましょう！

男性が洗濯物を干したり、スーパーで買い物をしたりするのを見ると、気の毒だと思う？

残業している女性を見ると夫・子どもがかわいそうだと思う？

町内会やPTAの会長には、男性がなったほうがいいと思う？



男の子は理系、女の子は文系が向いていると思う？

# ◇男女共同参画地区推進員ブロック事業について

## 1 ブロック事業とは

男女共同参画地区推進事業をより効果的に進めるため、平成 23 年度から各地区で行う事業とは別に、まちづくりセンターブロック単位で行う事業を開始しました。

## 2 ブロック事業の内容

- (1) 市内各地区推進員の交流、意見交換に関する事業
- (2) 各ブロック単位による事業の実施
- (3) その他、男女共同参画推進に必要と認める事業の実施

## 3 各ブロックの地区内訳

- (1) 西 部（4 地区）：富士川、松野、岩松、岩松北
- (2) 南 部（5 地区）：富士駅北、富士北、富士駅南、田子浦、富士南
- (3) 北西部（4 地区）：天間、鷹岡、丘、広見
- (4) 中 部（4 地区）：伝法、吉原、今泉、青葉台
- (5) 北 部（4 地区）：吉永北、神戸、大淵、富士見台
- (6) 東 部（5 地区）：原田、吉永、元吉原、須津、浮島



# 令和4年度 富士市男女共同参画地区推進員西部ブロック事業

西部ブロック【岩松、岩松北、富士川、松野】

## 世界の目線から男女共同参画を考える

今こそ知りたい、ウクライナとロシア、そして日本

参加者71名

～平和を愛する全ての人たちへ～

令和4年10月29日(土) 13:30～  
富士川ふれあいホール 1階ホール

### 第1部 結花乃さんミニコンサート

富士市出身のシンガーソングライターで、富士市シティプロモーション大使の結花乃さんをお招きし、公式ブランドメッセージソング「いただきへの、はじまり」など計5曲を披露していただきました。

あたたかく、やわらかい歌声に会場が癒しの空間となり、最後にサプライズで参加者の女の子から花束の贈呈が行われました。



### 第2部 講演会「ウクライナとロシア、そして日本」

講師 伊藤イリーナさん

ロシア出身で富士宮市在住の伊藤イリーナさんをお招きし、昨今のロシアとウクライナの情勢についてや、かつての両国の文化や生活、仕事や子育てのことなどのお話、そして、長く日本の文化に触れていることで感じる、世界と日本の男女共同参画の視点の違いについてのご講演をしていただきました。



### ～参加者の声～

- 平和な日本にいて、知らなかったこと、心にもとめてなかったことがたくさんあることを知ることができました。平和な日が来ることを心から願います。
- ロシア・ウクライナの歴史からわかりやすく説明してもらい、さらに外国の男女共同参画についても話してもらえてすごくよかったです。職業の男女割合や家事分担についてもイリーナさんの家の話も交えて話してもらえて、日本とはだいぶ違うと感じました。そして、今起きている戦争についても、ロシアの人たちが何をしているのか、どう動いているのか、どう感じているのか、ニュースだけではわからないことを知るとても良い機会となりました。

### ウクライナ支援募金

ウクライナ支援募金活動も行い、合計

**31,750円**のご支援をいただきました。いただいた支援金は、富士市国際交流協会へお渡しいたしました。



西部ブロック地区推進員の皆様、大変お疲れ様でした！



# マリンバで奏でる新春コンサート



参加者  
78人

- 令和5年1月14日（土）  
13：30～15：00
- 富士北まちづくりセンター 多目的室

## 紙芝居 大きくなったらなんになる？

この紙芝居は、小学生のケンちゃん、アイちゃんたちが、昔と今では職業選択や職業観が大きく変わったことをおばあちゃんから聞き「自分らしさ」を大切にしながら将来について考える物語です。

手作りの紙芝居を、地区推進員の皆さんが様々な役になりきり、物語を進めました！



## マリンバで奏でる新春コンサート

富士駅北地区出身の西尾香音さんと、蘆澤奈津さん、伏見恵美さんの3名からなるアンサンブルグループBumpy（バンピー）の皆さんにお越しいただき、クラシック、童謡・民謡歌謡曲から朝ドラの名曲まで、聴き馴染みのよい幅広いジャンルの音楽を奏でていただきました。自然と体が揺れる心地よい音色に魅了された1時間でした。

南部ブロックの皆さん、お疲れ様でした♪

### 参加者の声

- ・新春にふさわしい素晴らしいコンサートでした。演奏もトークもぴっぴか。マリンバの音は本当にあたたかいです。木のぬくもりですね。これからも応援したいです。
- ・紙芝居、聞きやすく手作りということで感動しました。男女共同参画ではこのような活動をされていることを知れて良かった。



# おいしい家族 上映会

参加者50名

令和5年1月28日（土）13:30~15:30

鷹岡まちづくりセンター

© 2019「おいしい家族」製作委員会

おいしい家族

実家に帰ると、父が母になっ  
ていました。

フツトとか  
ジョーシキとか  
会社のデスクに  
おいてきた。

松本穂香  
笠松 将 モトーラ世理奈 三河悠冴 柳 俊太郎  
浜野謙太 / 板尾創路  
監修 ふくだももこ ※本多俊之

制作：新井洋子、松井智、メディアラボプロダクション、船岡義典、金井雄治、プロダクション・谷井豊、酒家健博、アソシエイティブロダクション・山野眞理、撮影：高橋邦夫、編集：山本浩貴、監督：船岡義典、美術：大船津孝、編集：宮崎高尚、音楽プロダクション：株式会社 JACO、宣伝プロダクション：株式会社 公衆、広報：株式会社、ヘアメイク：株式会社、VFX：株式会社、音響効果：株式会社、字幕：株式会社、制作：株式会社、制作プロダクション：株式会社、企画・配給：株式会社、© 2019「おいしい家族」製作委員会

oishii-movie.jp oishii\_movie oishikazoku oishikazoku\_movie 富士市文化芸術振興委員会 独立行政法人日本芸術文化振興会

## 参加者のご感想

- ◆今は女は女らしく男は男らしくという時代ではないと思う。昔は変な目で見られたかもしれませんが。時代とともに考えも変わりました。自分を大切に生きて欲しいと思います。今は理解してくれる人が増えていると思うので。
- ◆頭ではわかっていながらなかなか受け入れられない現実だと思いますが、「生きていてくれさえいればよい」という言葉が心に響きました。



北西部ブロック地区推進員の皆様、  
大変お疲れ様でした！





男女共同参画講演会「誰もが輝く人生のヒント～心と言葉の使い方～」  
&ミニコンサート（オーボエとピアノ）

参加者  
59人

◎令和5年1月14日（土）13：30～15：00

◎伝法まちづくりセンター

第1部 講演会 渡辺 弥生さん（フリーアナウンサー）



■アナウンサーとして、野球やサッカーの著名な選手などに接してきたエピソードを交えながら、日頃から積極的な言葉を使う事で、体が良い方向に動き、人生が変わってくるというお話を頂きました。

スポーツ選手の体験談から、輝く人生のヒントとして、言葉には人生を左右するほどの力があることや、感謝と歓喜、思いやりの大切さをお話し頂きました。

第2部 ミニコンサート 御宿 由美さん（オーボエ） 青木 裕子さん（ピアノ）

御宿さんのオーボエと、青木さんのピアノが奏でる素敵な音楽を堪能しました。早春賦、こきりこぶしなどの日本の名曲から、時代、みあげてごらん夜の星を…などの歌謡曲を楽しみました。



【中部ブロックの皆さんお疲れ様でした】

■■参加者の声■■

- ◎何歳からでも、前向きに挑戦しながら生きていこうと思いました。
- ◎言葉の力はすごいパワーを持っていることがわかりました。子育てに役立つお話で参考になった。
- ◎音楽を聴いて、生きている幸せを感じさせられる時間を過ごさせていただきました。

# 「私たちと暮らすセクシュアル・マイノリティ」

## ～共感する心を育てよう～ & 脳トレ

参加者  
43人

●令和5年2月18日（土）13:30～15:30  
●大淵まちづくりセンター 多目的ホール

### 第一部 LGBT講演会 講師：赤渕淳心さん（常願寺副住職）、市川末享さん（LGBT成人式実行委員長）



「LGBT成人式 SHIZUOKA」発起人の赤渕淳心さんは副住職としての立場からの視点も交えて同性婚の方のエンディングの話や、実行委員会委員長でトランスジェンダーの市川末享さんは、当事者として子どもの頃周囲に理解されなかった体験などを語り、参加者にありのままを受け入れる大切さをお話しされました。

### 第二部 脳トレ 講師：(財)本レクリエーション協会インストラクター 塩澤三恵さん



明るく元気な塩澤先生の掛け声で、参加者全員が脳を使って手指を動かし、楽しく心身のリフレッシュをしました！



北部ブロックの皆さんお疲れ様でした。

#### 【参加者の声】

- 自分を認めてもらえる場所が必要なのは、誰も皆同じなので、もっと当たり前の世の中になってほしい。
- 末享さんの言葉に心を打たれました。同じ富士市に生き、ともに楽しく生活できるよう協力したいです。
- 脳トレ、めっちゃ脳を使いました。セミナーの後は毎回やってほしい。



## 講演会「自分らしく生きる～僕の選んだ”道”～」

### &男女共同参画〇×クイズ

令和4年12月3日(土) 13:30~15:30  
ラ・ホール富士 5階研修室

参加者  
47人



#### 【講演会「自分らしく生きる」】

市内フラワーアーティストの村瀬将之さんによる講演会を開催しました。フローリストのパフォーマンス集団「gram」のメンバーでもあり、7月にフランスで開催された国際大会での話を交え、これまでの人生でバスケットボールや福祉に力を注いだ経験を振り返り、ポジティブに生きることの大切さや自分らしい生き方についてお話していただきました。

#### 【男女共同参画〇×クイズ】

地区推進員が、男女共同参画に関するクイズを参加者の皆さんに出題し、解説しました。ジェンダーギャップ指数や、家事育児にかかる時間の男女差についての国際比較などを紹介しました。



#### 【参加者の声】

- ◎常にチャレンジ精神にあふれた生き方や、人との出会い、言葉を大切にすることが成功の力になっていることが参考になりました。
- ◎頼まれごととは試されごと、すべてに挑戦することは素晴らしいと思いました。
- ◎日本における男女共同参画の状況は非常に遅れていると改めて実感させられました。

東部ブロックの皆さん、お疲れ様でした！



# 富士市男女共同参画条例

平成16年3月23日  
( )  
条例第13号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第9条）

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第14条）

### 第3章 推進体制（第15条・第16条）

### 第4章 雑則（第17条）

### 附則

全ての人々が性別等にかかわらず、法の下に平等であり、あらゆる面において互いにその人権を尊重しなければならないことを、人々は、男女共同参画を推進する上で改めて認識する必要がある。

富士市では、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進することにより、性別による固定的な役割分担意識が見直されつつあるが、より一層全ての人々が自らの意志で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保していくことが求められている。

私たちは、男女共同参画社会を築くため、まちづくり活動をはじめとするさまざまな分野で、全ての人々が性別等にかかわらず互いにその生き方を尊重し、多様性を認め合い、その個性と能力を発揮し、共に責任を分かち合える明るく住みよい環境づくりを進めていかなければならない。

このような状況を踏まえ、富士山の恵みを受けて発展してきた産業都市としての特性を生かしながら、男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民との協働による男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性別 身体的特徴及び当該特徴を元に出生時に戸籍の届出により指定された男女の別をいう。
- (2) 性自認 自分が男性又は女性であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。
- (3) 性的指向 恋愛感情又は性的関心がどのような性別に向かうかということ（恋愛感情又は性的関心を抱かないことを含む。）をいう。
- (4) 性別等 性別、性自認及び性的指向をいう。
- (5) 男女共同参画 全ての人がある人権を尊重しながら、責任も分かち合い、性別等にかかわらずその個性と能力を十分発揮し、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることをいう。
- (6) 積極的格差改善措置 前号に規定する機会に係る性別等による格差を改善するため、必要な範囲内において、性別等により不利な扱いを受けている者に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念とし、推進されなければならない。

- (1) 全ての人がある個人としての尊厳が重んぜられ、かつ、性別等による差別的取扱いを受けることなく、個人の能力を發揮する機会が確保され、個人として人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会制度又は慣行が男女共同参画を妨げるおそれがあることを考慮し、これらが全ての人々の自由な活動の選択を妨げることのないよう配慮すること。
- (3) 全ての人がある社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する者が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家庭における個々の役割を果たし、かつ、地域、学校、職場等におけるあらゆる社会活動に参画することができるよう配慮すること。
- (5) 全ての人がある互いの理解の下で、妊娠、出産その他健康に関してそれぞれの意思が尊重され、生涯にわたり心身の健康が維持できるよう配慮すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、男女共同参画に関する施策（積極的格差改善措置を含む。）を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、必要

な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体並びに市民、事業者等と相互に連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの事業活動を行うに当たり、全ての人が性別等にかかわらず平等に参画することができる機会の確保及び職場環境の整備(積極的格差改善措置を含む。)に努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者(以下「教育関係者」という。)は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性にかんがみ、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域活動団体の責務)

第8条 市内において、まちづくり、福祉その他の地域における社会活動を行っている団体(以下「地域活動団体」という。)は、その運営又は活動に全ての人が性別等にかかわらず平等に参画できる環境を整備するとともに、計画の立案及び決定に際しては、全ての人が能力を発揮できるよう努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別等による権利侵害等の禁止)

第9条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(相手方の意に反した性的な言動により、相手方に不快感若しくは不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。)その他の性別等に関わるハラスメントを行ってはならない。

- 2 何人も、ドメスティック・バイオレンス(配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力行為又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)を行ってはならない。

- 3 何人も、性別等に関する個人情報をも本人の意に反して他に公開し、及び他に公開すること

を強要してはならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

### (基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、富士市男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (拠点施設)

第11条 市は、富士市男女共同参画センターを男女共同参画に関する施策及び市民、事業者等の男女共同参画の取組に関する情報提供等の支援を行うための拠点施設とする。

### (情報の表示に関する配慮)

第12条 何人も、情報を公衆に表示するときは、その情報が男女共同参画の推進に与える影響を考慮し、性別による固定的な役割分担意識等を助長することのないよう、表示内容に配慮するよう努めなければならない。

### (苦情等の申出に対する措置)

第13条 市長は、男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情又は相談の申出があったときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において必要と認めるときは、富士市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

### (実施状況等の公表)

第14条 市長は、毎年男女共同参画に関する施策の実施状況等を取りまとめ、これを公表するものとする。

## 第3章 推進体制

### (男女共同参画審議会)

第15条 男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議する。

- 3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織し、いずれかの性別等の委員の数が委員の総数の10分の6を超えてはならないものとする。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(男女共同参画地区推進員)

第16条 市長は、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う富士市男女共同参画地区推進員を置くことができる。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画に関する市の基本的な計画は、第10条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 富士市男女共同参画地区推進員業務委任規約

### (総則)

第1条 本規約は、富士市（以下「市」という。）と受任者が、男女共同参画の推進を図るため各地区に置く富士市男女共同参画地区推進員（以下「推進員」という。）に係る業務の委任に係る契約の締結に関して必要な事項を定める。

### (契約の成立)

第2条 市が依頼書を交付して業務を依頼し、受任者が承諾書の提出によりそれを承諾したとき、本契約が成立したものとする。

### (業務の内容)

第3条 受任者は、受任者が居住する地区の他の推進員と地区委員会を構成し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地区における男女共同参画の普及啓発
- (2) 地区における男女共同参画の推進状況の把握
- (3) 他の地区との男女共同参画の推進に関する連携及び情報交換
- (4) 市が行う男女共同参画に関する研修会、講演会等への参加
- (5) その他目的達成に必要な事業

### (業務期間)

第4条 業務期間は、契約が成立した日から原則として翌年度末までとする。

### (注意義務)

第5条 受任者は、善良な管理者の注意をもって業務に当たらなければならない。

### (業務状況の報告)

第6条 受任者は、市から請求があったときは、業務の実施状況を報告し、業務期間が満了したときは、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

### (報酬の支給)

第7条 本件業務に係る報酬は、無給とする。

### (費用負担)

第8条 本業務の実施に要する費用については、別途地区委託金から支出する。

### (再委任の禁止)

第9条 受任者は、本契約に基づく業務を第三者に再委任してはならない。

### (情報提供)

第10条 市は、受任者に対し、業務に必要な情報の提供を行うものとする。

### (秘密情報の取扱い)

第11条 受任者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務期間満了後も同様とする。

### (契約の解除)

第12条 市又は受任者は、相応な理由があるときは、書面にて相手方に通知することにより、契約を解除することができる。

### (協議)

第13条 この契約に定めのない事項については、市及び受任者の協議の上定めるものとする。

## 令和5年度 富士市 市民部 市民活躍・男女共同参画課職員名簿

役 職	氏 名
市民部長	有 川 一 博
市民部市民活躍・男女共同参画課 課長	佐 野 友 樹
男女共同参画室 室長	帯 津 百 枝
〃 主査	海 野 彩
〃 上席主事	牧 野 隆 宏
〃 事務補助	石 井 美 帆
女性のための相談室 女性のための相談員	福 岡 千 愛
〃 女性のための相談員	大 石 悦 子

問い合わせ
<p>富士市 市民部 市民活躍・男女共同参画課</p> <p>住 所 〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地 富士市役所本庁舎3階</p> <p>電 話 55-2724</p> <p>FAX 55-2864</p> <p>Eメール si-danjo@div.city.fuji.shizuoka.jp</p> <p>URL <a href="https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/index.html">https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/index.html</a></p>
<p>富士市男女共同参画センター</p> <p>住 所 〒416-8558 富士市本市場432番地の1 フィランセ西館3階</p> <p>電話/FAX 64-9017</p> <p>URL <a href="https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c1005/fmervo000000b39w.html">https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c1005/fmervo000000b39w.html</a></p>

令和5年 4月発行